

令和7年度廿日市市公共交通協議会（第1回）

日 時：令和7年6月27日（金）10時30分～11時20分

場 所：廿日市市民ホール（ゆめタウン廿日市2階）

委員総数：27名

出席委員数：25名（廿日市市公共交通協議会規約第8条第2項の規定による定足数を充足）

傍聴者数：0名

1 開会

2 審議

(1)議案第1号：令和6年度事業報告及び決算について

《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：質疑・意見無し。

審議結果：提案のとおり承認

(2)議案第2号：佐伯さくらバス（浅原線）・佐伯デマンドバス（浅原線）のダイヤ改正について

《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：質疑・意見無し。

審議結果：提案のとおり承認

(3)議案第3号：地域公共交通計画「別紙」（地域内フィーダー系統確保維持計画「令和8～10年度」）について

《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：別紙中のP9ページ中の項目18の最下段、令和7年6月25日になっているが、27日の間違いかと思うので、修正を願いたい。また、今後、本議案にかかる軽微な修正等は広島運輸支局と市でやりとりをさせていただきながら調整してまいりたいと思う。

このため、その都度交通協議会の委員には諮らないのでご了承いただきたい。

事務局：承知した、資料は修正させていただく。また、軽微な修正等にかかるやりとりについても承知した。

会 長：その他、質疑・意見等はないか。

委 員：質疑・意見無し。

審議結果：提案のとおり承認

3 報告

(1)報告第1号：浅原地区の地域主体による運行について

《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：道路運送法上の許認可は必要ないという認識で良かったか。

事務局：そのご認識で問題ない。

委員：許認可が必要ないということであるが、いわゆる白タク行為にはあたらないのか。

事務局：利用者から徴収している燃油費の実費相当額については、運賃には該当しないため、許認可を要しない無償輸送となっている。本件については、広島運輸支局にも事前に確認を取っている。

委員：2種免許は必要ないのか。

事務局：無償輸送であるため、2種免許は必要ない。なお、本事業では、たまたま地域内に2種免許取得者がいたため、その方が運転手を担っている。

会長：その他、質疑・意見等はないか。

委員：意見なし。

会長：ご意見ないようなので報告第1号の内容は以上とする。

(2)報告第2号：宮島島内における地域交通の利用実態調査について

《質疑応答・意見》

会長：質疑・意見等はないか。

委員：宮島地域住民に向けてのアンケート調査について、高齢者に向けて配布すること自体は問題ないと思うが、回収に苦勞するのではないかと思う。例えば、敬老会や老人クラブ等の高齢者が集まる場所で、記入から回収までを一気に済ませた方が効率的だと考える。また、本協議会とは直接関係ないが、タクシーの行き先として需要の多い宮島クリニックへの運行経路として、現在は商店街を横断し宮島クリニックまで運行しているが、郵便局の横に併設している電柱を地中化し、補助信号を付ければ歩行者と車両が互いに安全に通行及び運行できると思われる。意見として申しておく。

事務局：宮島地域住民へのアンケートであるが、メイプルライナーの利用者およそ400名に対して行うことを想定していた。委員ご指摘のように利用者はご高齢の方が多いたことが想定される。敬老会の活用や老人クラブ等への依頼も検討している最中であるため、地域とよく相談しながら適切な方法で調査を行いたいと考える。
宮島島内の電柱地中化の件は聞き及んでいる。郵便局横の電柱がどのタイミングで地中化されるかは現在、不透明であるが、地中化に合わせ道路改修が行われるようであれば、経路の見直しを含めた最適な運行経路を検討する必要があると考えている。

会長：その他、質疑・意見等はないか。

委員：意見なし。

会長：ご意見ないようなので報告第2号の内容は以上とする。

4 閉会